

平成24年5月31日

| | |
|--------|-------------------|
| 担 当 | 厚生労働省 長崎労働局 健康安全課 |
| | 健康安全課長 井上 健司 |
| | 課長補佐 森 勝弘 |
| | 電話 095-801-0032 |

平成23年の労働災害は1,406人と前年より増加 死亡災害も高止まり！

－7月1日～7日は『全国安全週間』です－

準備期間：6月1日～30日

長崎県内の労働災害（休業4日以上之死傷災害）は長期的には減少していますが、平成23年は、1,406人と増加に転じました。

死亡災害も、18人も多くの尊い命が労働の場で失われ、近年は、高止まりの状況にあります。

第11次労働災害防止計画に定めた目標（平成19年に比し同24年の死傷者数を15%以上削減等）達成のためには更なる努力が必要とされているところです。

こうした状況を踏まえ、長崎労働局（局長 中原正裕）では、労働災害の発生件数が多い、建築工事業など7業種（※）を重点指導対象業種として、6月末までの半年間、「労働災害防止に向けた集中的取組」を実施しているところです。

今般、全国安全週間を迎えるに当たり、6月に公共工事発注機関連絡会議を開催し、発注者に対し労働者の安全のための配慮を要請するとともに、期間中に労働局長による安全パトロールを実施するなどして、更なる労働災害防止とその気運の醸成に取り組むこととしている。

※7業種とは 「食料品製造業」、「金属製品製造業」、「造船業」、「建築工事業」、「陸上貨物運送事業」、「小売業」、「社会福祉施設」です。

1 全国安全週間とは

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に続けられているもので、本年度で85回目を迎えます。

平成24年7月1日から7月7日が本週間、平成24年6月1日から6月30日までが準備期間となります。

平成24年度の全国安全週間は、

『ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害』

をスローガンとして全国で展開されます。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指して行く必要がある観点から、今回のスローガンが決定されました。

2 長崎県の労働災害発生の状況について

- ① 平成23年の長崎県内の労働災害（休業4日以上）は、1,406件となり、前年に比べ16人増加しました。
また、労働災害による死亡者は、前年より1件増加、18人となり、ここ数年高止まりの状況にあります。
平成23年に発生した死亡災害18人の内訳をみると、建設業（6人）、製造業（5人）、第3次産業（3人）採石業・運輸業・林業・その他の事業（各1人）の順で多く発生しています。
- ② 本年の4月末の死傷災害（休業4日以上）の発生状況は、前年同期と比べて20人減少（5.6%減）しておりますが、死亡災害にあつては、既に5人（昨年同期は8人）の尊い命が労働の場で失われています。（死亡災害の概要は、参考2を参照）
- ③ このような状況において、職場の安全を確保し、労働災害の減少を図るためには、経営トップ自らが率先して、職場における安全に対する意識や取組を再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）やその結果に基づくリスク低減措置の実施をはじめ安全管理活動を充実・強化することが重要であり、そのために事業者、労働者がそれぞれの役割を果たし、組織が一丸となって取組むことが不可欠です。

3 全国安全週間中の長崎労働局及び各労働基準監督署の取組内容

① 長崎労働局長パトロールの実施

昨年の建設業における死亡者数が一昨年に比して4増となり、本年4月末現在においても昨年同期と同数の2名の死亡災害が発生し、死傷災害についてもほぼ同数と減少の兆しが見えないことから全国安全週間中に、長崎労働局長が建設現場をパトロールします。

※詳細は、6月下旬に別途発表を予定しております。

② 公共工事発注機関連絡会議の開催【長崎労働局の取組】

長崎県や国土交通省の出先機関等と情報交換を行うほか、余裕のある工期や安全経費の予算化など労働者の安全のための配慮を発注者に要請するとともに建設工事における労働災害防止対策について協議するものです。

日時：平成24年6月25日(月) 午後2時から（2時間程度）

場所：長崎市立図書館 新興善メモリアルホール

③ 第三次産業における労働災害防止対策説明会の開催【長崎労働局の取組】

第三次産業の労働災害が多発傾向にあるため、重点業種として指定している商業（長崎県内に本社を置く小売業）を対象として、具体的な労働災害防止対策について説明会を開催します。

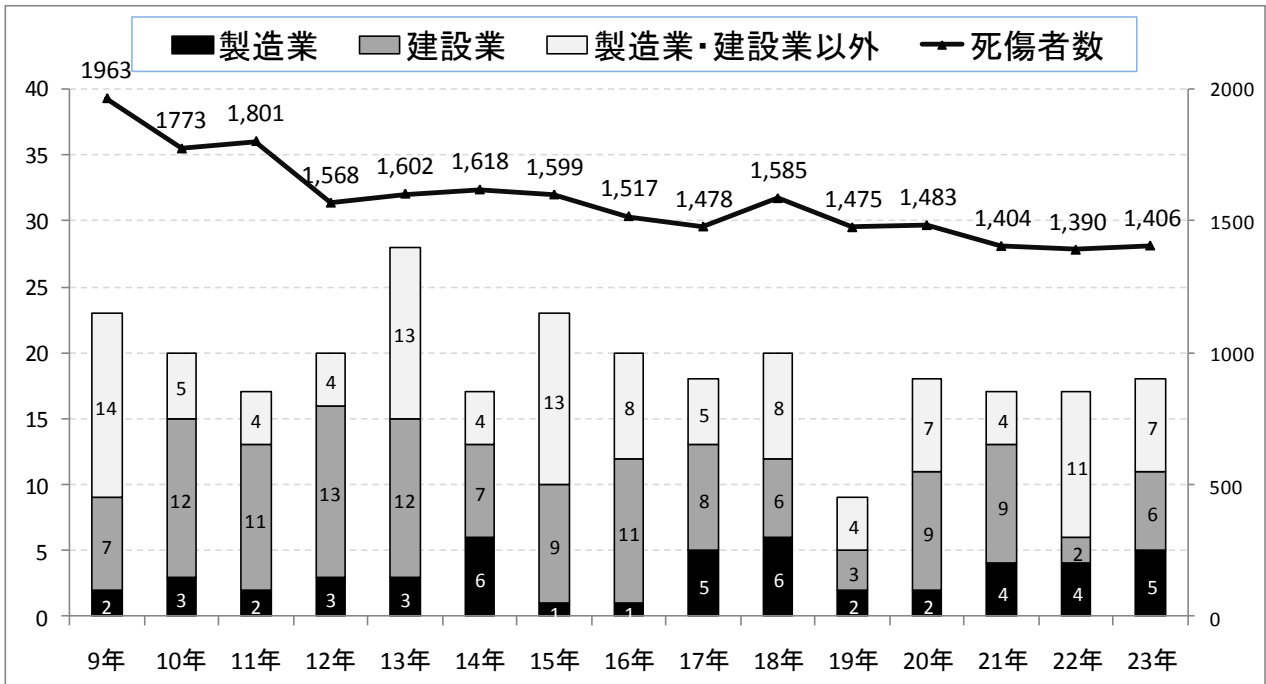
日時：平成24年6月14日(木) 午後1時30分から（2時間程度）

場所：つくば倶楽部 2階研修室

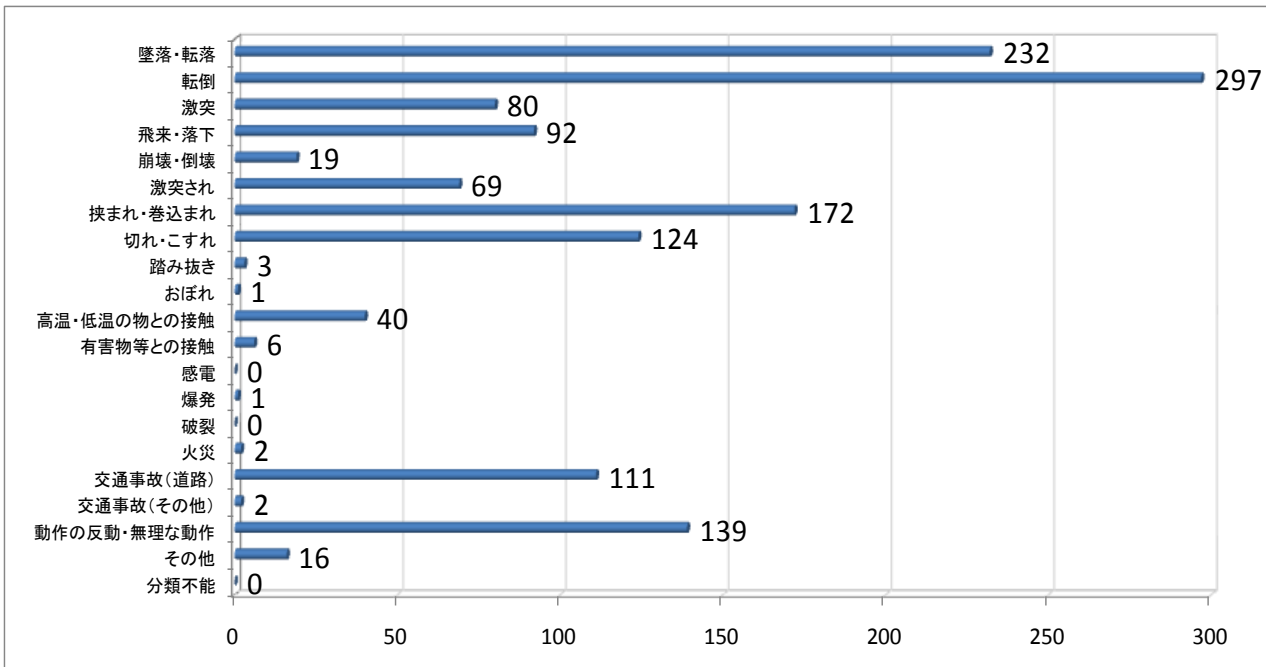
④ 全国安全週間説明会の実施【各労働基準監督署の取組】

全国安全週間の準備期間中、長崎県内各地で別紙1「全国安全週間各労働基準監督署説明会日程」のとおり説明会を開催します。

長崎県内における平成9年以降の死傷災害発生件数と死亡者数の推移



長崎県内における「事故の型」別死傷災害発生状況



(参考2)

平成24年死亡災害発生状況

長崎労働局

| 番号 | 発 生 年 月 | 被 災 者 種 類 職 年 齢 | 発 生 状 況 の 概 要 | 業 起 事 因 種 物 型 故 の 型 | 所 轄 署 |
|----|---------|--------------------|--|-------------------------------|-------|
| 1 | 24.1 | 男 作業員 42歳 | 工場内において、冷却槽に掛け渡した2本のH鋼上に仮置きしていた表面処理加工作業に使用する鋼製架台を、天井クレーンを使用して移動させようとしたところ、H鋼1本が冷却槽内へずれ落ちたため、被災者は鋼製架台と共に冷却槽内へ転落したものの。 | 製造業 建築物、構築物 墜落・転落 | 諫早 |
| 2 | 24.3 | 男 作業員 60歳 | 污水管の布設のため、ドラグ・ショベルにて高さ約2メートル前後の明かり掘削を行った後、被災者が掘削箇所に入り、湧水してくる海水をポンプで吸い上げるため10センチ程の穴をスコップで掘っていたところ、背にしていた地山の法面が崩れ、土砂に埋まったもの。 | 建設業 地山 崩壊、倒壊 | 長崎 |
| 3 | 24.3 | 男 運転者 55歳 | 被災者は、ドラグ・ショベルを運転し、バケットのフックにワイヤロープを掛けて生コンを乗せた木製パレット(98cm×180cm)を吊り上げていた時、同機械が転倒し、被災者はその下敷きとなったもの。 | 建設業 掘削用機械 転倒 | 島原 |
| 4 | 24.5 | 男 運転者 50歳 | 赤信号で停車中のトラックに被災者が運転するトラックが追突、被災者が胸などを強く打ち、搬送先の病院で亡くなったもの。(詳細は、調査中) | 運輸交通業 トラック 交通事故 | 佐世保 |
| 5 | 24.5 | 男 作業員 58歳 | ごみ収集作業員の男性がスーパーマーケット駐車場で作業中のゴミ収集車の回転板に巻き込まれ、搬送先の病院で亡くなったもの。(詳細は、調査中) | 産業廃棄物処理業 トラック 挟まれ・巻き込まれ | 長崎 |

| | 合 計 | 管 轄 署 別 | | | | | | 業 種 別 | | | | | |
|-------|-----|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|---------|---------|-----|-------|
| | | 長 崎 | 佐 世 保 | 江 迎 | 島 原 | 諫 早 | 対 馬 | 製 造 | 建 設 | 運 輸 交 通 | 農 林 水 産 | 商 業 | そ の 他 |
| 平成24年 | 5 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 2 | 1 | | | 1 |
| 平成23年 | 8 | 4 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 2 | 2 | | 1 | | 3 |

(5月25日現在)

平成 24 年度 全国安全週間 各労働基準監督署説明会日程

| 管轄署 | 日 時 | 対象 | 説明会会場 |
|------|--------------------|----------------|--|
| 長崎署 | 5月23日(水) 13:30~ | 長崎地区 (建設業) | 名称：長崎県建設総合会館(8階) 住所：長崎市魚の町3-33 |
| | 6月5日(火) 14:30~ | 長崎地区 (全業種) | 名称：長崎県漁協会館(5階) 住所：長崎市五島町2-27 |
| | 6月4日(月) 13:30~ | 西海地区 (建設業) | 名称：西海市大瀬戸コミュニティセンター(3階) 住所：西海市大瀬戸町板浦郷2222 |
| | 6月19日(火) 13:30~ | 下五島地区 (全業種) | 名称：五島建設会館(3階会議室) 住所：五島市大荒町343 |
| | 6月20日(水) 10:30~ | 上五島地区 (全業種) | 名称：上五島建設会館(3階会議室) 住所：南松浦郡新上五島町青方郷2338-3 |
| 佐世保署 | 6月28日(木) 13:00~ | 佐世保地区 (建設業) | 名称：アルカスSASEBO 住所：佐世保市三浦町2-3 |
| | 6月8日(金) 13:30~ | 佐世保地区 (全業種) | 名称：アルカスSASEBO 住所：佐世保市三浦町2-3 |
| 江迎署 | 6月12日(火) 13:30~ | 江迎地区 (全業種) | 名称：江迎地区文化会館 住所：佐世保市江迎町田ノ元265-1 |
| 島原署 | 6月14日(木) 13:30~ | 島原地区 (全業種) | 名称：島原文化会館 住所：島原市城内1-1172-2 |
| 諫早署 | 6月13日(水) 13:30~ | 県央地区 (全業種) | 名称：大村市コミュニティセンター(大会議室) 住所：大村市幸町25-33 |
| 対馬署 | 6月4日(月) 13:30~ | 対馬地区 (全業種) | 名称：対馬市交流センター 住所：対馬市厳原町今屋敷661番地 |
| | 6月8日(金) 13:30~ | 壱岐地区 (全業種) | 名称：壱岐文化ホール 住所：壱岐市郷ノ浦町本村触445番地 |

平成24年度長崎労働局安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で85回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

しかしながら、平成23年は前年を上回る1,406件の死傷災害が発生、このうち18名の尊い命が労働の場で失われており、平成20年度を初年度とする第11次労働災害防止計画に定めた目標（死傷者数を15%以上削減する等）達成のためには更なる努力が必要である。

一方、県内経済は総じて厳しい状況にあり、企業における労働災害防止対策活動が停滞することも懸念されるが、労働者が安心して働ける職場を目指し、労働災害をより一層減少させていかなければならない。そのためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要がある。

このような観点から、平成24年度の全国安全週間は、

「ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害」

をスローガンとして展開することにする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることにする。

2 期 間

平成24年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成24年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

長崎労働局、各労働基準監督署

4 実 施 者

各事業場

5 主 唱 者 の 実 施 事 項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 報道機関、当局ホームページ等を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 各災害防止団体および事業場の実施事項について指導援助を行う。

6 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- ② 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- ⑤ 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ⑥ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- ⑦ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ⑧ 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ⑨ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- ⑩ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- ⑪ 「安全の日」等の設定を行う。
- ⑫ その他本週間及び準備期間にふさわしい行事を行う。

(2) 継続的に実施する事項

① 全般的事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化

(イ) 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施

a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施

b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

(ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進

(エ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

(オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施

(キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

b 修理、点検、トラブル処理等の非常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

c 機械化、自動化、新材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し

(ク) 事業場での労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底

(ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施

(イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底

(ウ) 事業場における安全教育担当者の育成

(エ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施

- (オ) トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育の実施
- (カ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
- (キ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
- ウ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
- エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進
 - (ア) 機械設備等作業環境の改善
 - (イ) 作業方法、作業配置等の改善
- オ 緊急時の労働者の安全確保マニュアルの整備
- カ 快適な職場環境の形成の促進
- キ 労働時間等労働条件の適正化の促進
- ② 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進
 - ア 第三次産業における労働災害防止対策の推進
 - (ア) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特定・改善の実施
 - (イ) 重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底
 - (ウ) 職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進
 - (エ) 交通労働災害防止のための教育の実施
 - (オ) 安全衛生責任者による職場の完全点検及び改善の実施
 - (カ) 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
 - イ 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進（交通労働災害防止活動の推進を含む。）
 - (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落転落防止対策の徹底
 - (イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
 - (ウ) 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - (エ) 適正な労働時間等の管理及び改善の実施
 - (オ) 交通労働災害防止のための教育の実施
 - (カ) 交通労働災害防止に対する意識の高揚
 - ウ 建設業における労働災害防止対策の推進
 - (ア) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 - (イ) 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施、足場の設置が困難な場合の安全帯の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底
 - (ウ) クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - (エ) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
 - エ 製造業における労働災害防止対策の推進
 - (ア) 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用
 - (イ) 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
 - (ウ) 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
 - (エ) 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底
 - (オ) 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底
 - オ その他の労働災害防止対策の推進

(ア) 林業の労働災害防止対策の推進

- a 新規就業者等経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底
- b 間伐作業の安全対策の徹底
- c 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

(イ) 爆発・火災災害防止対策の推進

- a 「化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の表示又は通知等の促進に関する指針」に基づく措置の実施
- b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
- c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- d 化学物質の譲渡提出提供時のラベル表示、化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施